

各 { 都道府県水道行政担当部（局）長
厚生労働大臣認可水道事業者 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布等について（給水装置関係）

今般、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省第164号）が、令和5年12月26日に公布され、令和6年3月31日に施行されることとなった。

本改正の趣旨及び内容は下記のとおりで、御了知の上、施行に遺漏のなきよう期されたい。

各都道府県におかれては、本通知について、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等に周知されたい。また、水道事業者においては、下記についてご了知の上、指定給水装置工事事業者等に対する周知・指導方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第1 改正の趣旨

令和3年12月に「デジタル臨時行政調査会」（以下「臨調」という。）が策定した「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として、書面掲示、常駐・専任等代表的な7項目のアナログ規制について点検・見直しを行うこととされている。これを受けて、水道法施行規則（昭和32年厚生省第45号）等の見直しを行う。

第2 水道法施行規則の改正内容

水道法施行規則において、「指定給水装置工事事業者は、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。」とされており、給水装置工事主任技術者が常に一の事

業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について専らその任にあたることを求めているものではないが、二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することが可能であることを明確化するための改正を行う。(別紙)

第3 その他

今般の水道法施行規則の改正等を踏まえ、「水道法の一部改正による給水装置工事事業者の指定制度等について」(平成9年8月11日衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)を以下のとおり改める。

- (1) 第三 四 (二) 中「一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事務所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないとき」を「選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がない」に改める。
- (2) 第四 一 (三) 中「定款又は寄付行為」を「定款」に改める。

以上

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省第 45 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（給水装置工事主任技術者の選任） 第二十一条（略） 2（略） 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の<u>規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。</u></p>	<p>（給水装置工事主任技術者の選任） 第二十一条（略） 2（略） 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、<u>一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。</u></p>